

早島町立早島中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 策定

いじめに関する現状と課題

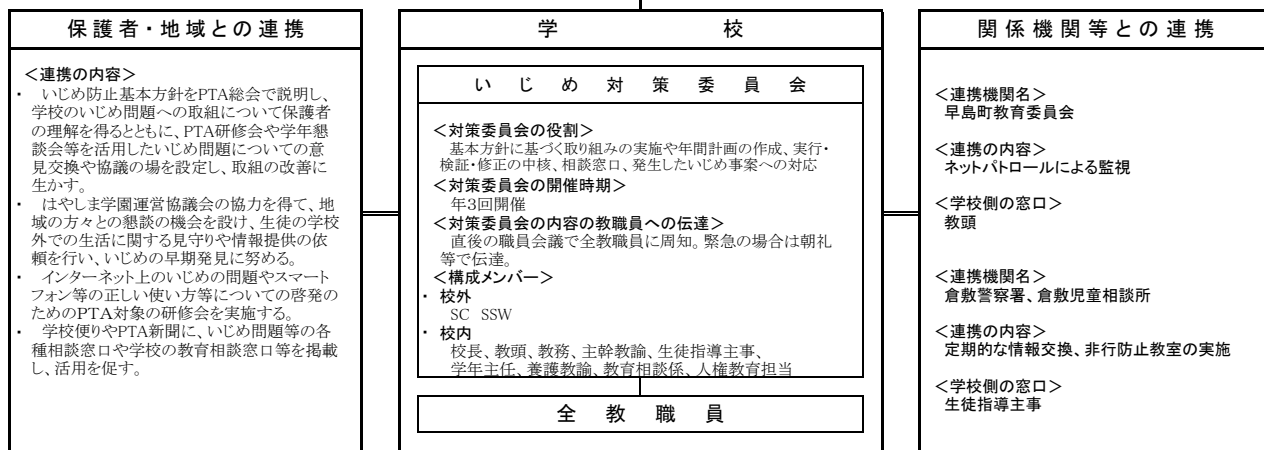
- 本校のいじめの認知件数は、年間件数程度で推移している。小学校からメンバーが変わっていないにも関わらず、1学期や夏休み明け等、早い時期にいじめの事案が発生している。人間関係に変化がないため、今までの関係を改善していくことが難しいのが現状である。また、生徒の多くがスマートフォンやタブレット等でネットを利用をしているため、SNS等への書き込みなどによるトラブルが年々増加傾向にある。担任や学年団、生徒指導担当者を中心にいじめ問題への対応を行っているが、全てを十分に把握できていないと感じている。校内の体制を整えるとともに、外部の関係機関とも連携を密にして取り組んでいきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事の他、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から効果的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。
- いじめの未然防止に向け、生徒会活動をはじめ、主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- いじめに関するアンケートを毎月実施し、いじめを早期発見できるように努める。またそこで得た情報を、教職員間で共有を図る。
- 毎週1回生徒指導委員会を開き、管理職や養護教諭、教育相談係と連携し、気になる生徒の情報交換を行うことで、適切な対応ができるようにする。

＜重点となる取り組み＞

「人権週間」において、生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	(道徳教育) - 道徳教育を充実させること。各教科でも重点目標を意識した授業を実践するように周知する。 (教員研修) - 教職員がいじめについての認識を統一し、いじめの防止や解決に向けて協働して取り組むための研修会を行う。 (生徒会活動) - 人権週間において、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する等、主体的な活動を推進する。 (居場所づくり) - 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) - ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を行う。
② 早 期 発 見	(実態把握) - 生徒の実態把握のためのアンケートを毎月実施するとともに、年3回の教育相談を行うことで、生徒の生活の様子や悩みなどを十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) - 全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) - 生徒の気になる変化や行為があった場合、校務支援システム(スズキ校務)に入力し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。いじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策 推進法の規定に違反することを教職員に周知する。 (家庭への啓発) - 積極的ないじめの認知につながるよう、学年通信などで、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せ、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) - 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。必要に応じて関係機関に連絡し、連携を図る。 (いじめられた生徒への支援) - いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。また、いじめをうけた後、心身の苦痛を感じていないかどうか、面談などにより確認し、3カ月以上継続的に見守っていく指導を徹底する。 (いじめた生徒への指導) - いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること。相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。